

議案第109号

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成30年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例（平成27年山陽小野田市条例第
42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号参考資料

山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第11条第4項</u>の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第11条第3項</u>の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>